

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月10日認可した。

平成23年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）明加地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）中央東地区
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修）中新海地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）西丸井地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修）南新開地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）上出地区
三豊千拓土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）千拓2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）鳴川1号地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修）新池地区